

介護予防特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和3年4月1日現在

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	共同生活室光熱水費	要介護度	介護費用基本報酬(30日)	利用料合計(5~9月)	利用料合計(10~4月) ※暖房費加算8250円を含む				
1	1,500,000 以下	10,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	101,960	110,210				
						要支援2	9,330	105,830	114,080				
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	104,960	113,210				
						要支援2	9,330	108,830	117,080				
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	107,960	116,210				
						要支援2	9,330	111,830	120,080				
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	110,960	119,210				
						要支援2	9,330	114,830	123,080				
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	113,960	122,210				
						要支援2	9,330	117,830	126,080				
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	116,960	125,210				
						要支援2	9,330	120,830	129,080				
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	121,960	130,210				
						要支援2	9,330	125,830	134,080				
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	126,960	135,210				
						要支援2	9,330	130,830	139,080				
9	2,200,001 ~ 2,300,000	全額(37,900)	44,500	36,000	6,000	要支援1	5,460	129,860	138,110				
10	2,300,001 ~ 2,400,000												
11	2,400,001 ~ 2,500,000												
12	2,500,001 ~ 2,600,000												
13	2,600,001 ~ 2,700,000												
14	2,700,001 ~ 2,800,000												
15	2,800,001 ~ 2,900,000												
16	2,900,001 ~ 3,000,000									要支援2	9,330	133,730	141,980
17	3,000,001 ~ 3,100,000												
18	3,100,001 以上												

介護予防特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和3年4月1日現在

・介護予防特定施設入居者生活介護の利用は、要支援1～2の認定を受けた方が対象となります。

※要介護度別の基本報酬

【要支援1(182円/日) 要支援2(311円/日)】

i 新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として、令和3年4月～9月末まで基本報酬に0.1%上乗せ

・なお、上記介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービスには、以下の内容が加算・減算されます。

※加算関係

【医療機関連携加算：80円/月】

【サービス提供体制強化加算：660円(22円/日)】

【介護職員処遇改善加算(I) 基本報酬+加算総額×8.2%(小数点以下四捨五入)】

【介護職員等特別処遇改善加算(I) 基本報酬+加算総額×1.8%(小数点以下四捨五入)】

【退院・退所時連携加算：1日につき30円】※初回入居から30日以内に限りです。

【科学的介護推進体制加算：40円/月】

※減算関係

【身体拘束廃止未実施減算：10%/日】

・「介護保険負担割合証」の負担額が2割または3割の方は、上記「介護費用」の金額が2倍または3倍となります。

・サービスの提供に要する費用につきましては、ご入居者の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金は上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別に電力会社との契約となり、メーターで計測し、基本料金・使用料をお支払い頂きます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は、上表により求められた額とします。但し、その額が当施設におけるサービスの提供に要する費用を超える時は、当施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。

なお、令和3年4月時点の当施設におけるサービスの提供に要する費用(月額)は37,900円です。

※ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のそれぞれのサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額となります。

(上記表から算定すると、7,000円になります。)

※この料金表は、106号室、206号室、215号室、306号室、315号室以外の居室をご利用される場合に適用いたします。

なお、上記居室をご利用される場合の居住に要する費用は39,000円となっております。